

議案第16号

宮城・伊計辺地に係る総合整備計画の変更について

宮城・伊計辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

道路整備事業の事業費の見直しにより、計画を変更する必要があるため提案する。

# 総合整備計画書（新旧対照表）

旧（変更前）	新（変更後）																																								
<p><b>総合整備計画書</b></p> <p style="text-align: right;">沖縄県うるま市宮城・伊計辺地 (辺地の人口 610人 面積5.65km<sup>2</sup>)</p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称      うるま市与那城上原・宮城・池味・伊計</p> <p>(2) 地域の中心の位置                              うるま市与那城上原42番地</p> <p>(3) 辺地地点数    125点</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情 本辺地は、与勝半島から北東へ延びる海中道路・平安座島を経て、宮城島の一部集落と伊計島の集落からなる地域で、農水産業が主たる産業となっている。 これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や農業基盤施設等が整備され、生活環境の向上を図ってきたところであるが、島しょ地域という地理的制約等から、市街地に比べて生活環境や生産基盤等の整備は未だ十分とはいえない。 そのため、前計画に引き続き、今計画においても道路整備や生産基盤整備を年次的に推進していくことにより、住民の生活環境の向上と生産基盤の安定化を図っていく必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和6年度から令和10年度まで5年間 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>うるま市</td> <td style="text-align: right;">277,096</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">277,096</td> <td style="text-align: right;">270,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">277,096</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">277,096</td> <td style="text-align: right;">270,900</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	道路	うるま市	277,096	0	277,096	270,900	合計		277,096	0	277,096	270,900	<p><b>総合整備計画書</b></p> <p style="text-align: right;">沖縄県うるま市宮城・伊計辺地 (辺地の人口 610人 面積5.65km<sup>2</sup>)</p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称      うるま市与那城上原・宮城・池味・伊計</p> <p>(2) 地域の中心の位置                              うるま市与那城上原42番地</p> <p>(3) 辺地地点数    125点</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情 本辺地は、与勝半島から北東へ延びる海中道路・平安座島を経て、宮城島の一部集落と伊計島の集落からなる地域で、農水産業が主たる産業となっている。 これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や農業基盤施設等が整備され、生活環境の向上を図ってきたところであるが、島しょ地域という地理的制約等から、市街地に比べて生活環境や生産基盤等の整備は未だ十分とはいえない。 そのため、前計画に引き続き、今計画においても道路整備や生産基盤整備を年次的に推進していくことにより、住民の生活環境の向上と生産基盤の安定化を図っていく必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和6年度から令和10年度まで5年間 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>うるま市</td> <td style="text-align: right;">333,241</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">333,241</td> <td style="text-align: right;">326,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">333,241</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">333,241</td> <td style="text-align: right;">326,200</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	道路	うるま市	333,241	0	333,241	326,200	合計		333,241	0	333,241	326,200
施設名				区分 事業主体名	事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額																																
	特定財源	一般財源																																							
道路	うるま市	277,096	0	277,096	270,900																																				
合計		277,096	0	277,096	270,900																																				
施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額																																				
			特定財源	一般財源																																					
道路	うるま市	333,241	0	333,241	326,200																																				
合計		333,241	0	333,241	326,200																																				

議案第17号

土地の処分について（うるま市石川地内）

次の土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在地 うるま市石川東山原3332番39 外7筆
- 2 処 分 面 積 21,262平方メートル
- 3 処 分 価 格 31,680,380円
- 4 契約の相手方 うるま市石川東恩納1681番地の79  
有限会社アラヤ  
代表取締役 平良 聡

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

市有地の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

## 議案第18号

指定管理者の指定について（いちゅい具志川じんぶん館）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 いちゅい具志川じんぶん館
- 2 指定する団体 うるま市字川崎468番地 いちゅい具志川じんぶん館201号室  
じんぶん館指定管理運営共同企業体  
代表構成員 うるま市商工会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

### 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため提案する。

## 議案第19号

指定管理者の指定について（うるま市IT事業支援センター）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 うるま市IT事業支援センター
- 2 指定する団体 那覇市おもろまち一丁目1番12号  
株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

### 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため提案する。

議案第20号

うるま市立学校施設等使用料に関する条例の一部を改正する条例

うるま市立学校施設等使用料に関する条例（平成17年うるま市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「教育委員会」を「うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

学校施設使用料

区分	使用料 (1時間あたり)	備考
校舎	200円	1室につき
体育館	1,000円	半面を使用する場合は、1時間あたり500円とする。
武道場	500円	
運動場	500円	照明を使用する場合は、1基につき、1時間あたり200円を加算する。
水泳プール	1,000円	

備考

- 1 学校施設を使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 学校施設の使用時間が1時間未満である場合は1時間単位に繰り上げて使用料を算定するものとする（照明を使用する場合も同様とする。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市立学校施設等使用料に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用するものから適用し、この条例の施行の日前に使用するものについては、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

学校施設等使用料を見直し等するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

## 議案第 2 1 号

うるま市都市公園を設置すべき区域の決定について（上江洲公園）

次のように都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 3 3 条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公園の名称 上江洲公園
- 2 公園の位置 うるま市字上江洲 3 2 6 番外（別途図）
- 3 公園の面積 約 0. 2 5 h a
- 4 公園の種類 街区公園

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

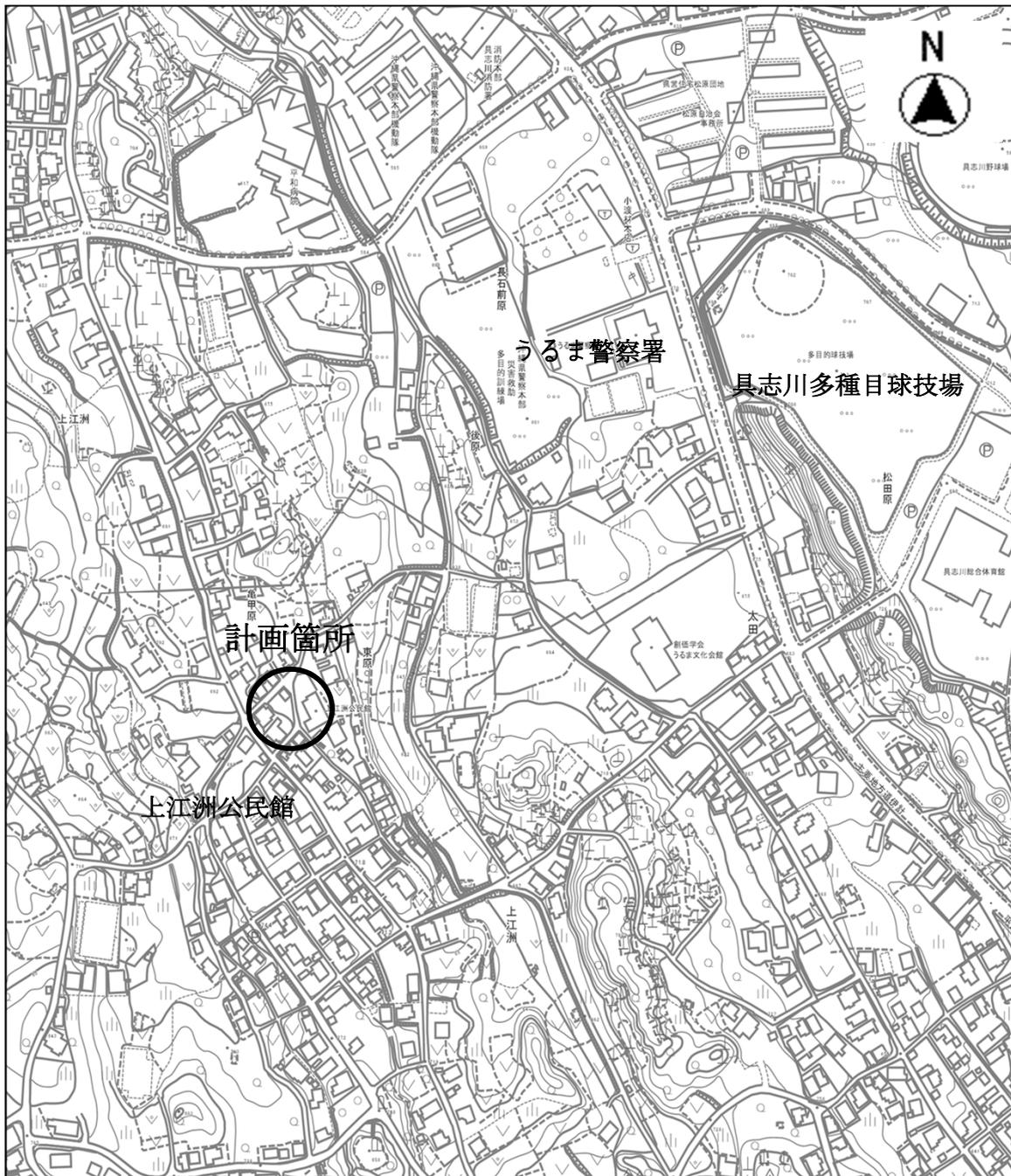
うるま市長 中村 正人

### 提案理由

上江洲地区に都市公園を整備するに当たり、区域を決定する必要があるため、提案する。

公園の名称：上江洲公園

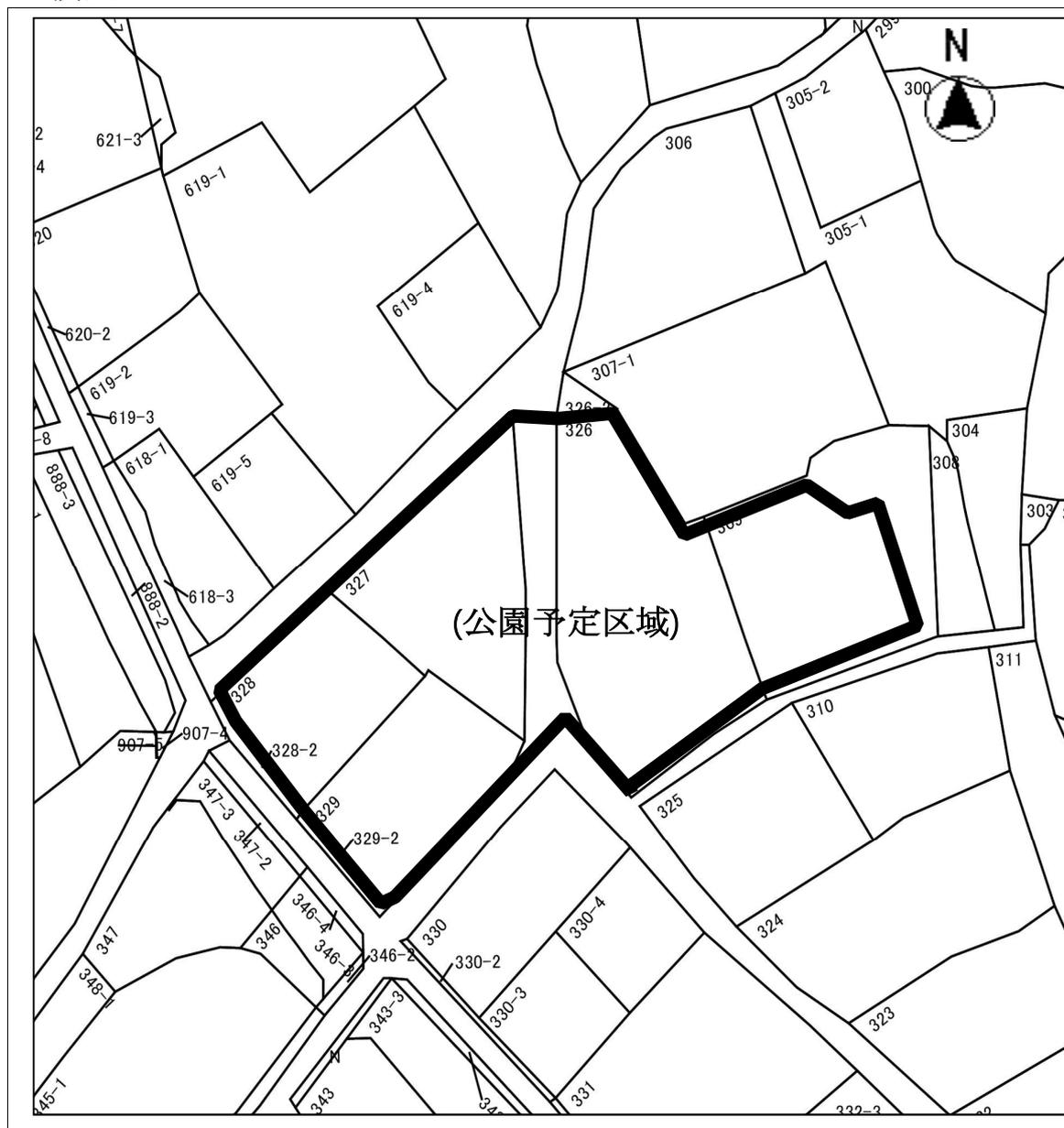
位置図



位置	うるま市字上江洲326番外
面積	約0.25ha
縮尺	1/5000

公園の名称：上江洲公園

地積図



【凡例】  
[Thick black line symbol] : 公園予定区域

位置	うるま市字上江洲326番外
面積	約0.25ha
縮尺	なし

## 議案第 2 2 号

うるま市都市公園を設置すべき区域の決定について（志林川公園）

次のように都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 3 3 条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公園の名称 志林川公園
- 2 公園の位置 うるま市字高江洲 9 0 7 番外（別途図）
- 3 公園の面積 約 0 . 3 3 h a
- 4 公園の種類 街区公園

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

うるま市長 中村 正人

### 提案理由

志林川地区に都市公園を整備するに当たり、区域を決定する必要があるため、提案する。

公園の名称：志林川公園

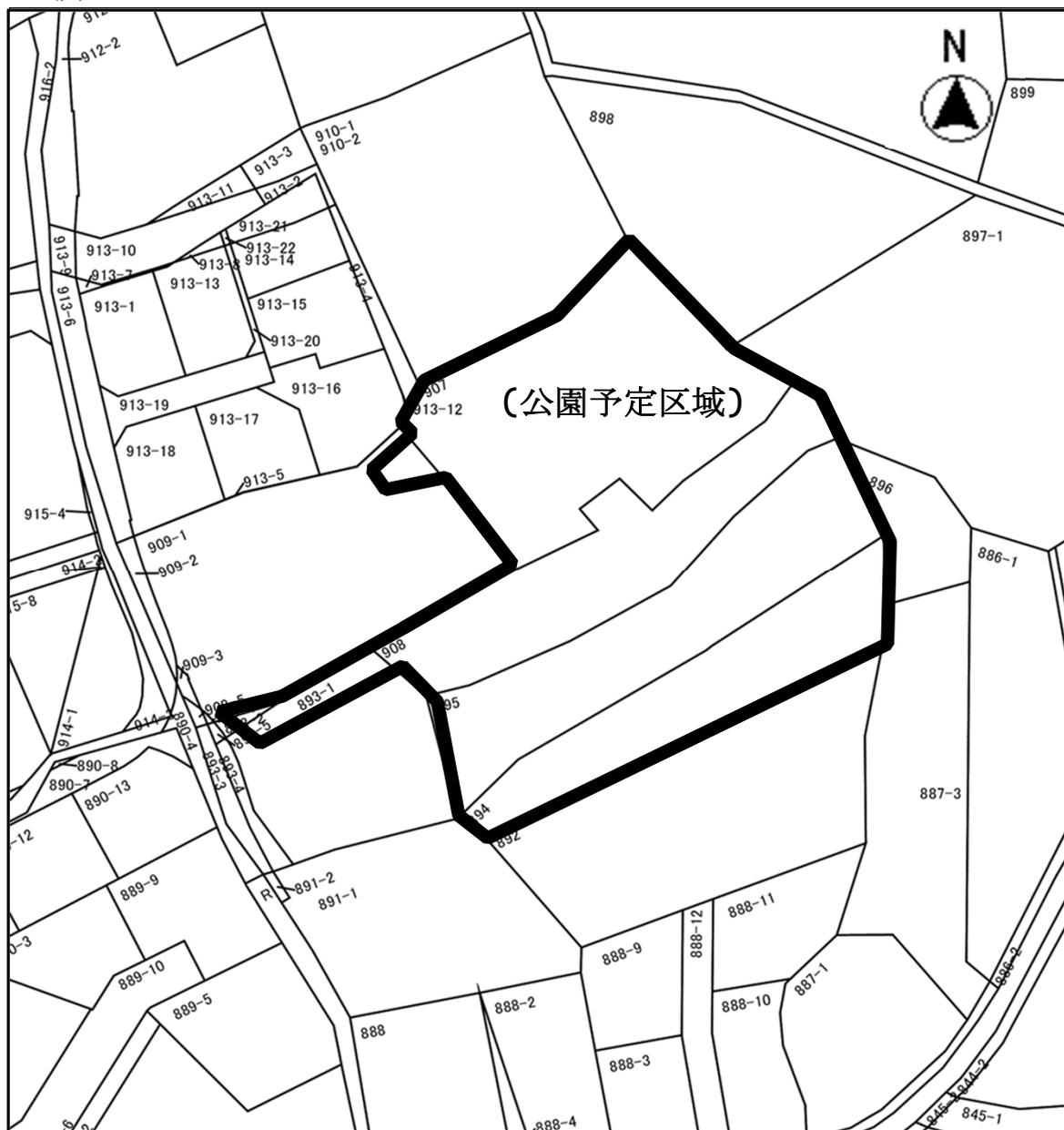
位置図



位置	うるま市字高江洲907番外
面積	約0.33ha
縮尺	1/5000

公園の名称：志林川公園

地積図



【凡例】  
[Thick black outline] : 公園予定区域

位置	うるま市字高江洲907番外
面積	約0.33ha
縮尺	なし

## 議案第23号

うるま市都市公園を設置すべき区域の決定について（平良川公園）

次のように都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第5項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公園の名称 平良川公園
- 2 公園の位置 うるま市字平良川382番外（別途図）
- 3 公園の面積 約0.30ha
- 4 公園の種類 街区公園

令和8年2月26日提出

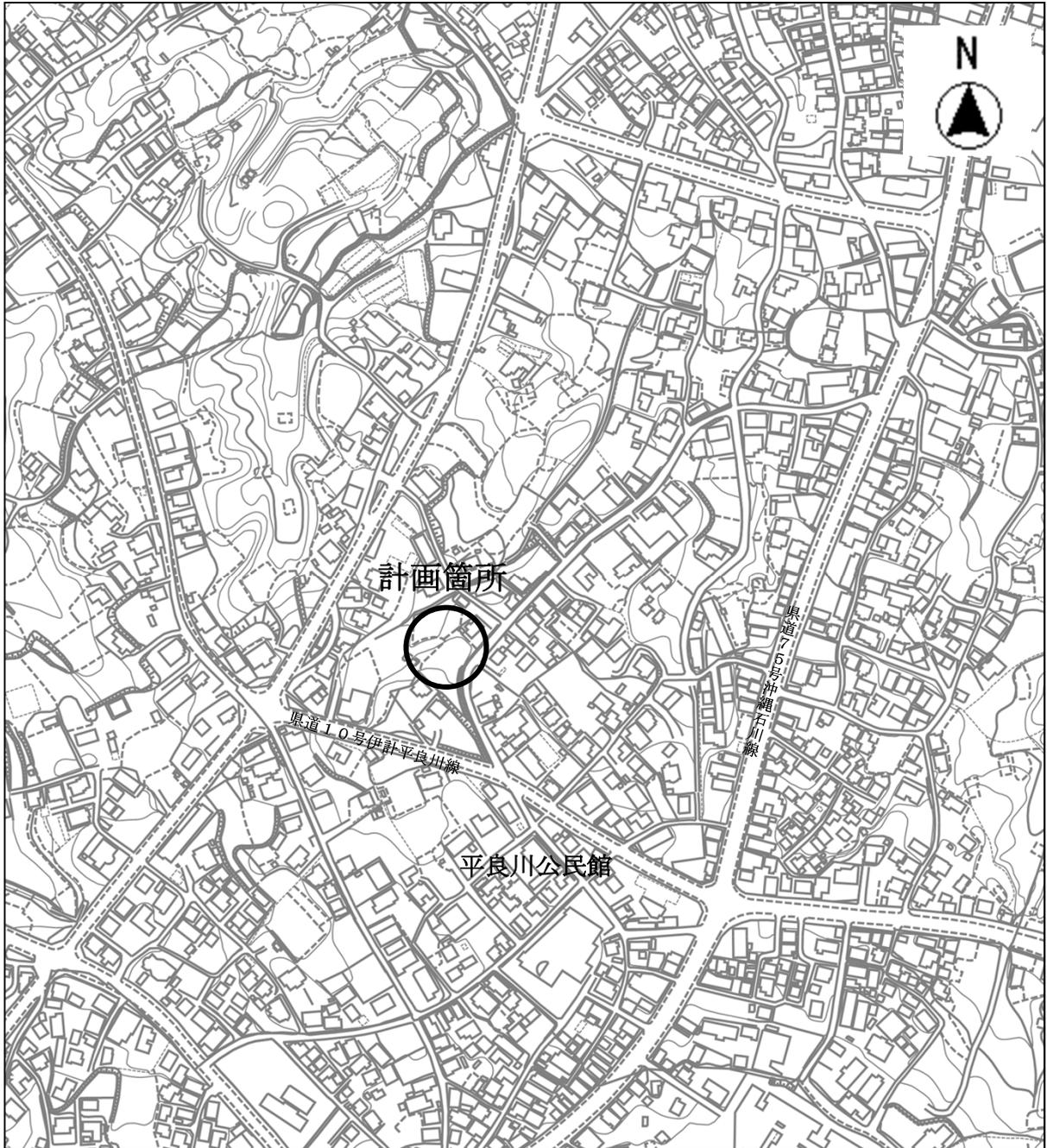
うるま市長 中村 正人

### 提案理由

平良川地区に都市公園を整備するに当たり、区域を決定する必要があるため、提案する。

公園の名称：平良川公園

位置図



位置	うるま市字平良川382番外
面積	約0.30ha
縮尺	1/5000

